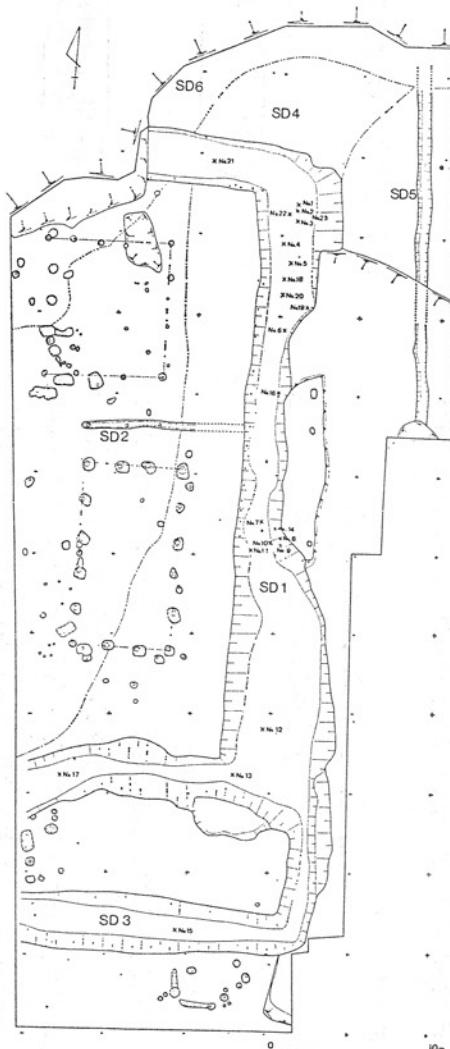


兵庫・山垣遺跡



(福知山・篠山)



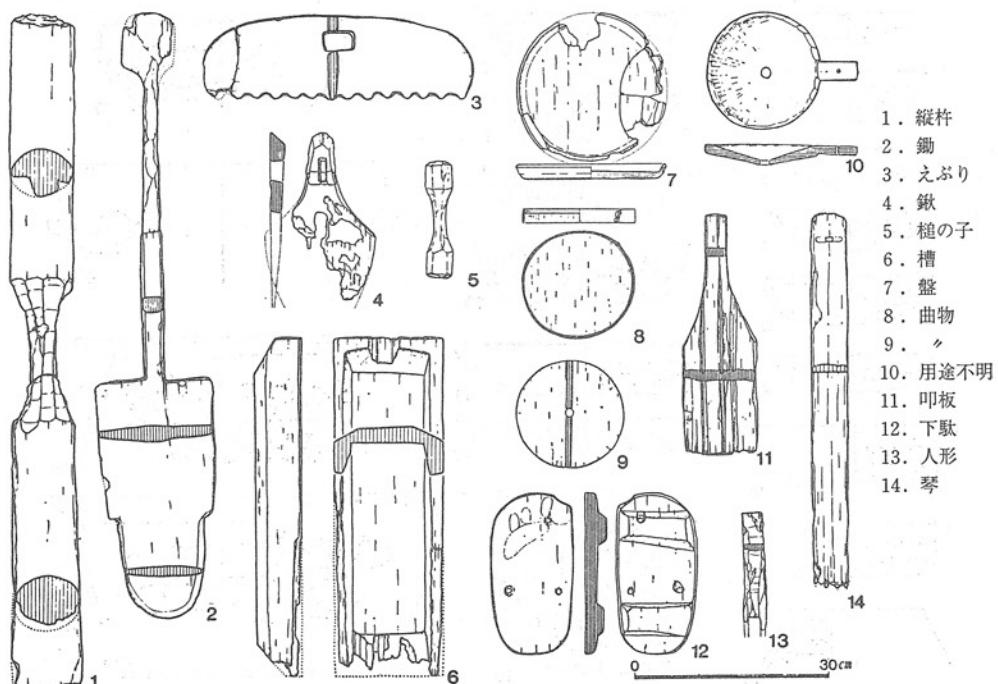
遺構実測図

- 1 所在地 兵庫県氷上郡春日町棚原字山垣
 - 2 調査期間 一九八三年(昭58)四月~九月
 - 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
 - 4 調査担当者 加古千恵子・平田博幸
 - 5 遺跡の種類 官衙跡
 - 6 遺跡の時代 奈良時代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 山垣遺跡は、国鉄福知山線黒井駅の東南2kmの標高八五・五mの平野部に位置しており、遺跡の一〇〇m東を丹後の由良川につながる竹田川が流れている。
- 近畿自動車道舞鶴線建設工事に伴い、一九八二年に確認調査、一九八三年に一四〇〇m²を全面調査した。調査の結果、堀を周囲にめぐらしたと思われる奈良時代の建物跡を検出した(道路敷のみの調査に限られたため西側部分については不明である)。
- 木簡は堀内より二一点出土している。「春マ」と記された墨書き土器の出土や、木簡にも「春部里長」の文字がみられるところから、山垣遺跡が里に関連した官衙施設であったことはほぼ間違いない。
- 建物 検出された建物は五間×三間の掘立柱建物一棟で、柱間は

1983年出土の木簡

二三〇cm、建物の方位はN°1Eである。建物の位置する平坦地の東側は、古墳時代の自然流水路(SD4)を埋め立ててつくられている。SD2の北側にも柱穴列を検出したが、建物と考へるには無理が生じるため、柵状のものを周囲にめぐらした屋根のつかない施設(収穫された稻等の農産物をとりまとめてする共同作業場か?)があつたものと思われる。SD2には水が流れた痕跡はなく、杭を三ヵ所で検出した。おそらく、遺構の北と南を画する目隠し的な築地塀がここにあつたものと思われる。

堀 建物を囲む堀状の溝は北・東・南に検出した。特に建物の正面になつたと思われる南側は二重になつてゐるが、これは少し後に拡張された可能性もある。堀は、古墳時代の自然流水路(SD4)の西側を埋め立てて再利用したもので、土留めのためか、SD1の北側東西溝の南肩部と南北溝の西肩部に、一・五mの間隔で打ちこまれた杭列を検出した。また、南北溝は途中で幅三mと極端に狭くなつてゐるが、この部分には溝中央部に四m隔てて径一五cmの二本の太い杭が認められた。木簡もこの南側に六点が集中して出土しているが、状況より東の出入口のための橋状遺構がこの場所にあつたものと思われる。SD1の東側は瓦粘土採取のため表土下三〇~八〇cm程度の広い攪乱を受けており、溝東肩部は不明瞭になつてゐる。中央架橋部付近の東側平坦地には柱穴が若干認められたが、攪乱を受けていたため建物になるか否かは不明である。



木製品実測図

出土遺物 木簡を含む大多数の遺物が堀の最下層である暗青灰色粘質土層から出土している。遺物は奈良時代前半のごく短い時期におさめることができ、建物の存続が非常に短期間であったことがうかがわれる。木簡は堀内全域から出土しているが、SD1の北東隅部分から中央架橋部付近に多数出土した。出土点数は二十四点であるが、そのうち中央架橋部付近より出土した四点は同一木簡であったため二一点となつた。須恵器の杯底部外面や杯蓋内面には墨が付着したものが多く、硯に転用したものと思われる。墨書土器は三〇數点出土しており「春マ」「春部」「井」「卦」などの文字がみられる。

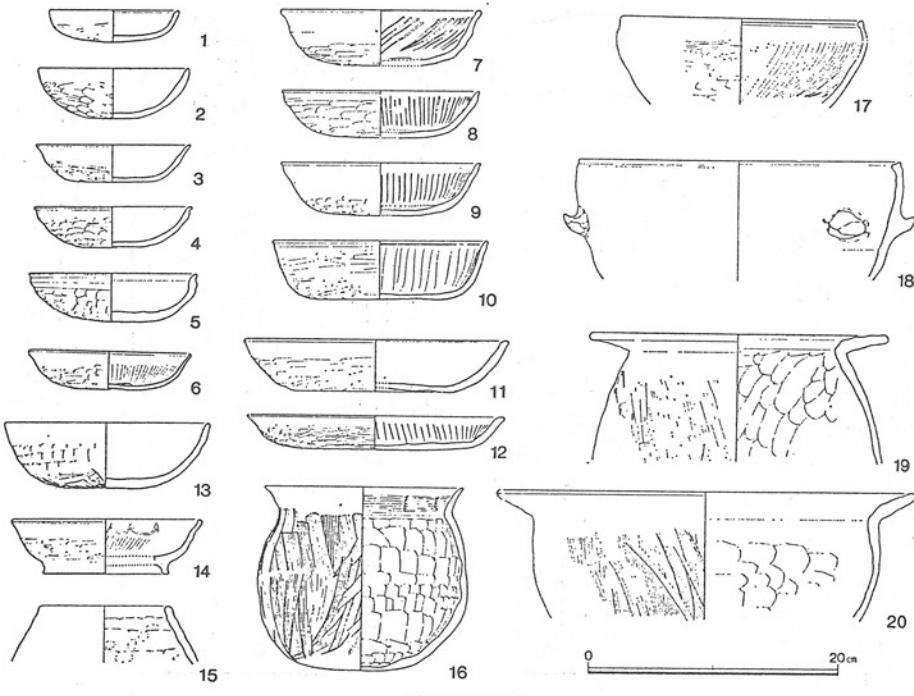
木製品は五〇〇点余り出土している。完形の馬鍬一点、縦杵七点、横杵一五点、槌の子三〇点、鍬三点、鋤一点などの農耕具類や、曲物・削物などの容器類約五〇点、人形一点、馬形一点、火鑽臼一点、琴一点、印刻飾板一点など多様性に富み、木簡をとりあつかう公的施設であるとともに、そこには非常に生産と実生活に直結する活動が営まれていたことが推察できる。

(加古千恵子)

8 木簡の积文・内容



(365)×37×7 081



土器実測図

1983年出土の木簡

- (6) □ □□ □依而
〔来カ〕
・×□里長□□木参出□四月廿五日
今日莫不過□ 少領 茂萬侶
□ (347)×48×7 081
- (7) 「符春部里長等 竹田里六人部×
・春部君廣橋 神直与□
春部鷹麻呂 右三人
(361)×49×6 019
- (8) • ×□□ □□□ □ □侍□×
・×□□物 杵至 □侍申十一月十三日
万呂附兵士□×
(290)×(36)×9 081
- (9) • ×□ □□直百廿五 春分七束此□稻四束半
×□ 七月綿分百六十束分綿卅□
〔斤カ〕
• ×□ □□直百七束半并三百一□
×□并二百□□□ (333)×42×4 081
- (10) 「廣椅」
〔傳カ〕
〔注カ〕
荒木田分四束多治□大夫」
「 □ □ □□□□」
460×31×5 011



墨書土器

本遺跡での出土木簡一一点を、内容・機能にもとづいて類別する
とすれば、おもづめ支配関係・農業經營（ないしそれに準ずるもの）
・徵稅收奪關係・その他（習字・用途不詳など）にまとめる」とがで
きる。右には主要な木簡一〇点の叢文を掲載した。

まず出土木簡には(2)の一点をのぞき年紀はみられず、わずかに年
紀の記されたと思われる(2)も、正確に読みとることができない。し
かし郡里制下であることは、一点の例外もないといふからほんば誤り

1983年出土の木簡

はなく、大宝二年（七〇一）から靈龜元年（七一五）までの期間の木簡とみてよい。しかも、(2)に伊干我郡とあるのは後の何鹿郡の古い表記法とみられ、また(7)春部里長等への氷上郡司の符にみられる「六人部」は「六人部里」と考えられるが、これはのち天田郡に属しており、後世に定着する国郡（郷）里制のもっとも初期的な段階を示すものと考えられる。おそらく八世紀のごく初頭の時期のものと推測される。いま問題の(2)の年紀は、或は「丙午年」とも読みうるが、とすれば慶雲三年（七〇六）にあたることになる。遺構・出土状況からすれば、きわめて短期間に廃棄されたものと思われる。

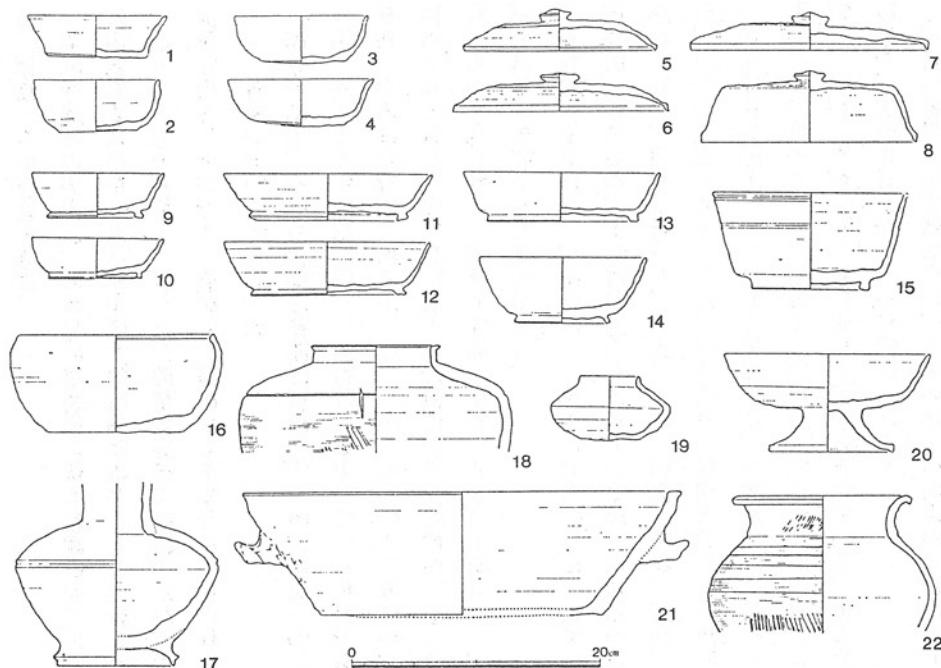
また(3)の日記様の木簡は巳日から卯日（あるいは更に一、二日のち）まで一日も欠かすことなく記されたものの一部と思われる。同様の日次の記録木簡としては滋賀県鴨遺跡から出土した貞觀十五年（八七三）の年紀をもつ木簡があるが、やや目的を異にしていると考えられる。日次を十二支で記録することも、きわめて注目されることである。この内容については(2)とともに今後の検討にまちたい。

(6)(7)(8)などはいずれも（氷上）郡司からの召喚状ないしは通達であり、「暮麻呂」は郡衙の主政・主帳クラスと考えられる。また(8)に「附兵士□」と見えることも注目してよい。

（佐藤宗謹）

9 関係文献

兵庫県教育委員会『山垣遺跡—近畿自動車道関係埋蔵文化財発掘調査概報』（一九八四年）



須恵器実測図